

# Q & A索引

## I. 安定基金の概要

### 1. 安定基金とは

- Q1 配合飼料安定基金とはどういう制度ですか ……………2
- Q2 配合飼料安定基金はなぜ必要ですか ……………2
- Q3 通常基金はどのような経過でできたのですか ……………2
- Q4 異常基金はどのような経過でできたのですか ……………3
- Q5 安定基金の基本的な流れはどのようになっていますか ……………3
- Q6 指定飼料会社とはどこを指しますか ……………4
- Q7 基金制度は加入生産者にとって魅力あるものになっていますか ……………4

### 2. 安定基金の運営

- Q8 基金はどのように運営されているのですか ……………5
- Q9 評議員会の果たす役割は何ですか ……………5
- Q10 理事・監事・評議員の構成はどうなっていますか ……………5
- Q11 基金の運用結果はどういう方法で生産者に報告するのですか ……………6
- Q12 通常基金はなぜ「社団法人」から「一般社団法人」に変わったのでしょうか ……………6
- Q13 通常基金が「社団法人」から「一般社団法人」になって、何が変わりましたか ……………6

### 3. 安定基金システム

- Q14 安定基金システムを使用するにはどうしたらよいですか ……………7
- Q15 安定基金システムの運用時間を教えてください ……………7
- Q16 どのパソコンからでも使用できますか ……………8
- Q17 システムを開こうとしたら「サポート対象外のブラウザです。Internet Explorer を使用してください。」と表示されました ……………8
- Q18 トップ画面は開くのですが、「ログイン」ボタンを押すと画面が閉じてしまい、次の画面が開きません ……………8
- Q19 ID・パスワードを入れてメインメニューを開こうとしたら、「処理できませんでした」と表示されました ……………9
- Q20 ID・パスワードを忘れてしまいました ……………9
- Q21 人事異動により、担当者が代わりました。前任者のIDを使用してもいいですか ……………9
- Q22 安定基金システムの操作方法を教えてください ……………9
- Q23 蓄積された情報をエクセルで加工し、基金の事務処理に必要なデータとして活用することはできますか ……………9
- Q24 システムからPDFファイル（帳票）やCSVファイルがダウンロードできません ……………9

- Q25 共用パソコンのため長時間使えない事業所や、インターネットが使えない事業所の場合は、どうすればよいですか ……………10
- Q26 県連や飼料会社が農協の代わりにシステム入力したり、進捗状況をチェックすることはできますか ……………10
- Q27 農協の組合長が代わったため、システムから出力される契約書や通知文書に印字される組合長名を変更したいのですが、どうしたらよいですか ……………10

## Ⅱ. 契約

### 1. 契約全般

- Q28 基本契約とは何ですか ……………16
- Q39 数量契約とは何ですか ……………16
- Q30 どの契約書を結べばよいですか ……………16
- Q31 契約は何kg単位から可能ですか ……………17
- Q32 契約数量の決め方に制限はありますか……………17
- Q33 契約の際のシステム入力はどのようにすればよいですか ……………17
- Q34 契約のシステム入力期間はいつですか ……………17
- Q35 システム入力期限（3月15日）以降に契約数量等の間違いがわかった場合は、どうすればよいですか ……………17
- Q36 基金への加入対象者の要件は何ですか ……………17
- Q37 畜産物の出荷伝票等とは、どのようなものを提出すればよいですか ……………19
- Q38 畜産物の販売伝票の名義と、基金契約の名義が異なる場合はどうすればよいですか ……19
- Q39 新規に畜産経営を始める生産者が基金契約を行う場合、畜産物の出荷伝票がありません。どうすればよいですか ……………19
- Q40 畜産物の出荷伝票等は毎年提出しなければなりませんか ……………19
- Q41 数量契約の数量は畜種別に記載が必要ですか ……………20
- Q42 対象となる配合飼料は何を指しますか ……………20
- Q43 対象外の飼料はどのように確認すればよいですか ……………21
- Q44 TMR飼料は対象になりますか ……………21
- Q45 TMR飼料を使用している生産者が基金契約を行う場合、契約数量はどのようにすればよいですか ……………21
- Q46 契約書の飼養規模はどのように記入したらよいですか ……………21
- Q47 当初数量契約の時、数量0（ゼロ）の契約は可能ですか ……………22
- Q48 システムで生産者の新規登録を行った後、契約を行わないこととなったため、データを削除したいのですが、どうしたらよいですか ……………22
- Q49 全農の県本部が運営する直営農場の契約はどのようにしたらよいですか ……………22

- Q50 契約時に注意すべき点について、どのようにチェックすればよいですか ……22
- Q51 安定基金の契約書に印紙は必要ですか ……25
- Q52 なぜ翌年の基金契約を前年の11月や12月頃からおこなわねばならないのですか ……  
……25

## 2. 別途納付金

- Q53 新規加入者から徴収する「別途納付金」とは何ですか ……26
- Q54 どのような場合に別途納付金がかかるのですか ……26
- Q55 別途納付金の単価はどのように算出されるのですか ……27
- Q56 別途納付金の単価が決定するのは、契約期間が終わった後となりますが、生産者にはどのように説明したらよいですか ……28
- Q57 別途納付金はいつ徴収されますか ……28
- Q58 新規契約者が廃業等により、数量変更手続きを行い、第2四半期（7～9月期）以降の積立金が免除された場合、別途納付金も免除されるのですか ……28
- Q59 別途納付金は生産者のみにかかり、県連・指定飼料会社や全農にはかからないのですか ……  
……28
- Q60 下期基金間移動で転入してきた生産者が、次年度の基金契約を行う場合、別途納付金にかかるのですか ……28
- Q61 畜種を変更して契約した場合や、商流（取引農協）を変更して契約した場合、システム上は「新規契約」での登録となりますが、別途納付金がかかるのですか ……29

## 3. 基金間移動

- Q62 基金間移動とは何ですか ……31
- Q63 基金間移動はどのような経緯で認められたのですか ……31
- Q64 基金間移動はいつおこなえますか ……31
- Q65 基金間移動の手続きはどのようにすればよいですか ……31
- Q66 基金間移動の際のシステム入力はどのようにすればよいですか ……32
- Q67 基金間移動の場合の別途納付金はどのようになりますか ……33
- Q68 基金間移動に回数制限はありますか ……33
- Q69 契約数量の一部だけを移動し、転出元との契約を一部残すことはできますか ……34
- Q70 転入先基金との契約数量を増減させることはできますか ……35
- Q71 年度当初に併用生産者が行う基金間移動において、転入先基金の契約数量が増えない場合、基金間移動はできないのですか ……35
- Q72 どのような場合に取り下げとなるのですか ……35
- Q73 なぜこのような場合に基金間移動として認められないのですか ……36
- Q74 このように取り下げを行うのは3基金共通のルールですか ……36
- Q75 取り下げとなった場合、どうすればよいですか ……36

- Q76 取り下げとなっても、生産者に不利益はありませんか ……………36
- Q77 どのような場合に基金間移動が可能か教えてください ……………36
- Q78 全農基金と1トン未満の端数を含む契約を結んでいる生産者が下期基金間移動で、商系基金に転出する場合、契約数量はどうなりますか ……………37
- Q79 下期基金間移動によって、農協⇄県連、県連⇄全農の契約数量が変動した場合、「追加覚書」や「減量通知書」の作成が必要ですか ……………37
- Q80 生産者が基金間移動した場合、補てん財源はどのように移動するのですか ……………37

## 5. 各種変更

- Q81 今まで「肉牛」で契約していた生産者が、「乳牛」でも契約する場合の手続きはどうなりますか。また、畜種を変更する場合の手続きは、どうなりますか ……………43
- Q82 個人生産者の引退・死亡等に伴い、契約者氏名を妻や子に名義変更する場合はどうすればよいですか ……………44
- Q83 個人経営者が法人化によって契約名義を変更する場合は、どうすればよいですか。また、法人経営の生産者が社名を変更した場合はどうすればよいですか ……………44
- Q84 年度の途中で契約者が農場の経営を移譲した場合、どのような手続きを行うのですか ……44
- Q85 農場の移転に伴い、住所を変更するにはどうすればよいですか ……………45
- Q86 飼料取引の農協を変更した場合（商流変更の場合）、どのような手続きを行うのですか ……………45
- Q87 農協の合併や名称変更、支所統合の処理はどうすればよいですか ……………46

## Ⅲ. 数量変更

### 1. 数量変更

- Q88 年度途中での数量変更は認められますか ……………47
- Q89 数量変更の申請期限はいつですか ……………48
- Q90 システム入力を行った後、数量変更を行わないことになったため、データを削除したいのですが、どうしたらよいですか ……………48
- Q91 生産者が死亡（または行方不明）の場合、生産者から申請書がもらえませんが、どうしたらよいですか……………48
- Q92 災害等の発生により数量変更を申請する場合、どのような書類を添付すればよいですか……………48
- Q93 乳牛と肉牛の基金契約のある生産者が乳牛のみやめる場合、数量変更の申請ができますか……………48

### 2. 追加数量変更

- Q94 なぜ追加数量変更を認めることにしたのですか ……………49
- Q95 通常の数量変更申請の期限より前に事由が発生していた場合でも申請できますか ……………49

- Q96 病気や高齢化など、死亡や行方不明によらない廃業の場合、追加数量変更の対象になりますか ……………50
- Q97 追加数量変更の申請を行う場合の様式を教えてください ……………50
- Q98 追加数量変更のシステム入力はどうすればよいですか ……………50
- Q99 追加数量変更には全農への申請期限しかなく、生産者から農協、農協から県連への申請期限を設けていないのはなぜですか ……………50
- Q100 追加数量変更の申請を期限内に行ったものの、積立金入金金額の変更が間に合わない場合、どうすればよいですか ……………50

#### IV. 積立

- Q101 通常積立金の額はどのような手続きで決定されますか ……………52
- Q102 通常積立金は他の基金（畜産基金・商系基金）でも同じ単価ですか ……………52
- Q103 令和元年度第4四半期から令和2年度にかけて、なぜ積立金が免除されたのですか？ ……………53
- Q104 異常積立金の額はどのような手続きで決定されますか ……………53
- Q105 積立金はどのように生産者に通知すればよいですか ……………53
- Q106 通常積立金の税務上の扱いはどうなりますか ……………53
- Q107 異常積立金の税務上の扱いはどうなりますか ……………54
- Q108 積立金に消費税はかかりますか ……………54
- Q109 積立金の振込手数料はどこが負担しますか ……………54
- Q110 積立金の遅延、立て替え、肩代わりはできますか ……………54
- Q111 積立金を徴収する際、生産者に支出する奨励金と相殺してもよいですか ……………54
- Q112 積立金を飼料代金に上乗せして請求してよいですか ……………54
- Q113 積立金を毎四半期開始前に納入するのはなぜですか ……………55
- Q114 農協は積立金について領収書を出すことはできますか……………55

#### V. 補てん

##### 1. 補てん単価・金額の算出

- Q115 補てん金はどのような場合に交付されるのですか ……………56
- Q116 補てんがおこなわれる場合の補てん対象数量とは何ですか ……………57
- Q117 補てん金算出に用いられる通関価格や原料使用量のデータ元は何ですか ……………57
- Q118 輸入原料のうち、なぜこの5原料を用いるのですか ……………57
- Q119 以前は補てん単価算出にふすまが使われていましたが、なぜ除外されたのですか ……57
- Q120 異常補てん金はどのような場合に交付されるのですか ……………58

- Q121 なぜ異常補てんの発動要件を直前1年間の輸入原料価格の「115%以上の値上がり」としたのですか ……………58
- Q122 異常補てんの特例基準とは何ですか ……………58
- Q123 なぜ異常補てんに特例基準を設定したのですか ……………58
- Q124 なぜ特例による異常補てんは、当該四半期の直前1年間の輸入原料価格を超える額の1/3までとしたのですか ……………59
- Q125 特例による異常補てんの発動基準はどうして123.3%にしたのですか ……………59
- Q126 補てん単価を算出するのに配合飼料価格ではなく、輸入原料価格を用いるのはなぜですか ……………59
- Q127 平成26年度の基金制度の抜本見直しはなぜ行なわれたのですか ……………59
- Q128 平均輸入原料価格の動きが、配合飼料価格の動きと異なるのはなぜですか……………60
- Q129 補てん単価はいつ分かりますか ……………60

## 2. 出荷実績の報告

- Q130 補てん金が発動する場合の、出荷実績報告のシステム入力はどうにすればよいですか ……………62
- Q131 出荷実績のシステム入力期間はいつですか ……………63
- Q132 TMRの出荷実績報告はどうにすればよいですか ……………63
- Q133 契約した畜種以外の出荷実績を含めて報告してもよいですか ……………63
- Q134 生産者で複数の畜種の契約がある場合、出荷実績調整ができますか ……………64
- Q135 併用生産者が基金間移動で転入した場合の出荷実績報告はどうにするのですか ……64
- Q136 広域生産者など、同一名義の加入者が複数の農協と基金契約している場合、数量契約と出荷実績の合算は可能ですか ……………64
- Q137 四半期の出荷数量が0(ゼロ)の生産者があった場合はどのように入力するのですか ……64
- Q138 出荷実績報告時に注意すべき点について、どのようにチェックすればよいですか ……65
- Q139 システム入力期限以降に出荷実績の間違いがわかった場合は、どうすればよいですか ……65

## 3. 補てん金の交付

- Q140 補てん金はいつまでに交付しなければなりませんか ……………66
- Q141 補てん金はどのように生産者に通知すればよいですか ……………67
- Q142 補てん金交付報告書はいつまでに提出しなければなりませんか ……………67
- Q143 補てん金を飼料代金や積立金等と相殺することはできますか ……………67
- Q144 補てん金は課税対象ですか ……………67
- Q145 補てん金の経理処理はどうすればよいですか ……………67

発行元

---

全国農業協同組合連合会 畜産生産部 推進・商品開発課

東京都千代田区大手町1-3-1

Tel 03-6271-8236